

足立区議会の議決すべき事件を定める条例

(平成26年12月24日条例第77号)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく足立区議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 足立区基本構想の策定及び改廃
- (2) 区としての基本的な方向性を定める宣言の制定及び改廃
- (3) 姉妹都市又は友好自治体との提携締結の決定

付 則

この条例は、公布の日から施行する。